

■ 戦略経営研究会 164th ミーティング 議事録

日 時：2025年6月7日(土) 14:00-16:40

場 所：竹橋／ちよだプラットフォームスクウェア会議室+Zoom

タイトル：外国人材受入れの基本としての入国管理制度 ～誰が日本で働いて、定住できるか～

発表者：茂木正光さん（行政書士、司法書士）

参加者：16 人（コーポレート部門、会社経営、大学教員、会社員、コンサルタント、F P、  
税理士、社会保険労務士、公務員、NPO 法人理事長、行政書士、司法書士等）

目次：

1. 外国人労働者の推移
2. 外国人労働者の在留資格
3. 移民の定義
4. 入管制度とその変遷 ～在日コリアン対策から人手不足対策へ～
5. 入管制度に関連する判例と条約 ～マククリーン裁判と難民条約～
6. 外国人の働ける内容の比較
7. 難民（就労の視点から）
8. 出入国在留管理局と行政書士の役割
9. 外国人材受入れの流れ（技術・人文知識・国際業務）
10. 技能実習と特定技能の比較 ～人手不足対策～
11. 入管法の最近の傾向（改正点など）
12. 課題
13. まとめ

発表：

1. 外国人労働者の推移

2024 年 10 月、外国人労働者数は 2,302,587 人（外国人総数は 376 万人）で前年比 253,912 人増加し、届出が義務化された 2017 年以降、過去最多を更新しました。対前年増加率は 12.4% と前年と同率でした。2014 年 10 月、外国人労働者数は 787,627 人でした。10 年ではほぼ 3 倍です。

2024 年 10 月、国籍別ではベトナムが最も多く 570,708 人（外国人労働者数全体の 24.8%）、次いで中国 408,805 人（同 17.8%）、フィリピン 245,565 人（同 10.7%）でした。2014 年 10 月は中国が最も多く 311,831 人（外国人労働者全体の 39.6%）、次いでブラジル 94,171 人（同 12.0%）、フィリピン 91,519 人（同 11.6%）の順でした。10 年前、ベトナム 61,168 人（同 7.8%）でしたのでほぼ 9 倍です。

2024 年 10 月の対前年比増加率を国籍別でみると、上位の 3 か国であるベトナム 10.1%、中国 2.7%、フィリピン 8.3%となっています。ネパール 28.9%、インドネシア 39.5% ミャン

マ－61.0%となっており急増しています。

## 2. 外国人労働者の在留資格

外国人労働者の在留資格としては、専門的・技術的分野の在留資格（技術・人文知識・国際業務、高度専門職、特定技能）、技能実習（労働法の保護を受けるが労働者ではない）、資格外活動（留学生のアルバイトなど）、身分に基づく在留資格（永住者、日本人の配偶者等など）などがあります。一般的に在留期間1年以上です。

## 3. 移民の定義

国連経済社会局によると、移民とは「1年以上にわたる居住国の変更を長期的または恒久移住（長期移住者）」と定義しています。日本の現状からいえば、既に移民を受け入れていることになります。しかし、自民党や日本政府は、移民を「入国段階で永住権を有する者」として、就労目的の在留資格による受入れは「移民」には当たらないとしています。

とはいえ、外国人材の定住化は進んでいます。技術・人文知識・国際業務は引続き10年以上日本に滞在しそのうち5年以上就労していれば永住申請ができます。高度専門職であれば1年または3年で永住申請ができます。ただし、技能実習、特定技能1号は永住申請をすることができません。

## 4. 入管制度とその変遷 ～在日コリアン対策から人手不足対策へ～

|       |                                                                           |
|-------|---------------------------------------------------------------------------|
| 戦前    | 内務省管轄                                                                     |
| 戦後    | GHQにより外国人の入国を認めず、日本国籍を有する朝鮮人について外国人とみなす指令が出され、密入国の防止と在日コリアンの管理が開始         |
| 1950年 | 朝鮮戦争が起こり、出入国管理庁が外務省の外局として設置                                               |
| 1952年 | 法務省に移管され、入国管理局となる。主として朝鮮半島からの密航者、収容、送還。また、在日コリアンに在留特別許可を与えることも主要な業務       |
| 1975年 | 南ベトナム政権の崩壊によるボートピープル、インドシナ難民の流入が問題（入管制度の想定外の事態）                           |
| 1985年 | プラザ合意以降の円高の進行。適法違法を問わず多くの外国人の入国、流入が開始。バブル景気の人手不足のため、外国人労働者問題が議論           |
| 1993年 | 不法残留者は30万人近くに。この時期の法改正に伴い、日系3世までが就労可能となり、日系のブラジル人やペルーが入国<br>「技能実習」が制度化される |
| 2010年 | 入管法の改正により「技能実習」という在留資格となり、技能実習生は全ての期間で労働保護法の対象となる                         |
| 2017年 | 技能実習法制定、技能実習機構設立                                                          |
| 2019年 | 「特定技能」の受入れ開始                                                              |

|        |               |
|--------|---------------|
| 2027 年 | 技能実習から「育成就労」へ |
|--------|---------------|

入管制度の根拠は、出入国管理及び難民認定法（入管法）です。外国人の日本への入国、滞在、就労は、国の許可がないとできないということです。

戦前に入管制度は内務省管轄でした。戦後、GHQ により外国人の入国を認めず、日本国籍を有する朝鮮人について外国人とみなす指令が出され、密入国の防止と在日コリアンの管理が開始しました。

1950 年、朝鮮戦争が起こり、出入国管理庁が外務省の外局として設置されました。1952 年、法務省に移管され、入国管理局となりました。当時の入管の業務は、主として朝鮮半島からの密航者、收容、送還でした。在日コリアンに在留特別許可を与えることも主要な業務でした。

1975 年、南ベトナム政権の崩壊によるボートピープル、インドシナ難民の流入が問題となりました（入管制度の想定外の事態）。

1985 年、プラザ合意以降の円高の進行とともに、適法、違法を問わず多くの外国人の入国、流入が始まりました。1993 年には、不法残留者は 30 万人近くになりました（2025 年 1 月時点では 7.4 万人）。また、バブル景気の人手不足のため、外国人労働者問題が議論されるようになりました。政府の方針は「単純労働者は受け入れないが、専門的・技術的分野の労働者は受け入れる」というものです。この時期の法改正に伴い、日系 3 世までが就労可能となり、日系のブラジル人やペルーの入国が始まりました。

単純労働者は受け入れないとしても人手不足は変わりません。そこで、「研修」として受け入れる方法がとられました。労働ではなく、工場や農業・漁業などの現場で日本の産業を学ぶという建前です。このため、最低賃金未満で実質的な労働が行われました。

中小企業などが協働組合の組合員となり、監理団体の関与に受け入れるのが「技能実習」です。1993 年に制度化されました。その後、奴隷制度との批判を受け、2010 年、入管法の改正により「技能実習」という在留資格となり、技能実習生は全ての期間で労働保護法の対象となりました。2017 年、技能実習法が制定され、技能実習機構が設立されました。技能実習機構には不法な受入れへの強制的に調査する権限が与えられました。

2019 年から受入れが開始されたのが「特定技能」です。人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることを目的とする制度です。技能実習が労働法の保護を受けつつ、日本の産業を学び母国に戻ることを（国際貢献）を建前にしているのに対して、特定技能は特定業種の単純労働に限定された在留資格です。日本語能力試験と技能試験が要件になります。

2027 年、技能実習は「育成就労」となる予定です。技能実習制度が日本での技能等の修得等を通じた人材育成により国際貢献を行うことを目的とする制度であるのに対し、育成就労制度は、日本の人手不足分野における人材育成と人材確保を目的とする制度です。育成就労制度では、外国人を労働者としてより適切に権利保護するという観点から、技能実習制度では認められなかった外国人本人の意向による転籍を一定の条件の下で認めることに加え、受入れ対象分野を特定産業分野（生産性向上や国内人材確保を行ってもなお外国人の受入れが必要な分野）

のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なものに限り、就労を通じた人材育成を目指すものとしています。

#### 5. 入管制度に関連する判例と条約 ～マクリーン裁判と難民条約～

入管行政の根拠の一つになっているのがマクリーン事件の最高裁判例（1978 年 10 月判決）です。アメリカ人のマクリーンさんが日本国内でベトナム戦争や日米安保条約に反対する活動を行ったことを理由に在留期間の更新を不許可とされた事件です。判決は、①外国人は、憲法上、わが国に在留する権利ないし引き続き在留することを要求しうる権利を保障されていない、②在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由の有無の判断は法務大臣の裁量に任されているとしました。

入管行政に影響を与えるものとして、難民条約があります。1975 年以降のボートピープル、インドシナ難民の受入れ問題により、難民への対応が必要となり、1981 年、日本は難民条約に加入しました。難民条約で定義される難民とは、「人種、宗教、国籍もしくは特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けられない者またはそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まない者」のことで、入管は「迫害を受けるおそれ」を厳しく審査する傾向にあります。

#### 6. 外国人の働ける内容の比較

外国人の働ける内容の比較は次のとおりです。

| 在留資格の名称       | 概要                  | 就労の可否                 | 在留期間    | 更新の可否 | 備考                                 |
|---------------|---------------------|-----------------------|---------|-------|------------------------------------|
| ①短期滞在         | いわゆる観光ビザ            | 不可（出張のみ）              | 最長 90 日 | 不可    | ビザ免除                               |
| ②技術・人文知識・国際業務 | 専門的・技術的分野の労働者       | 可（専攻した学部、学科と関連した業務だけ） | 最長 5 年  | 可     | 国内または海外の大学、大学院、短期大学、国内の専門学校の卒業が必要  |
| ③高度専門職（1 号口）  | 技術・人文知識・国際業務の上位在留資格 | 可（専攻した学部、学科と関連した業務だけ） | 5 年     | 可     | ポイント制です。年収、年齢、大学院卒、ランキング上位校などがポイント |

|           |                         |                     |                    |                  |                    |
|-----------|-------------------------|---------------------|--------------------|------------------|--------------------|
| ④技能実習     | 労働法の保護を受けますが、労働者ではなく実習生 | 可（対象・職種リスト記載のものに限定） | 通算 5 年             | 不可               | 特定技能 1 号への変更可      |
| ⑤特定技能 1 号 | いわゆるブルーカラー              | 可（分野リスト記載のものに限定）    | 通算 5 年             | 不可（特定技能 2 号に変更可） | 技能試験と日本語能力試験 N4 合格 |
| ⑥留学       | 大学、専門学校、日本語学校           | 原則不可（資格外活動許可取得が一般的） | 3 か月から 4 年 3 か月の範囲 | 可                | 1 週間あたり 28 時間まで    |
| ⑦永住者      | 更新手続き不要で滞在              | 日本で制限なく働くこと可        | —                  | —                |                    |
| ⑧日本人の配偶者等 | 日本人の夫または妻、実子、特別養子       | 日本で制限なく働くこと可        | 最長 5 年             | 可                |                    |
| ⑨経営・管理    | 経営者・管理者（役員）             | 可（経営・管理に限定）         | 最長 5 年             | 可                | 日本で起業する場合にも取得する    |

#### ①短期滞在

- ・いわゆる観光ビザです。商用（出張）、親族訪問などにも利用されています。
- ・在留期間は最長で 90 日です。更新できません。
- ・国内の会社で働くことはできません。商用はあくまで海外の会社のもとで働いているということです。

#### ②技術・人文知識・国際業務

- ・いわゆる就労ビザの一つです。専門的・技術的分野の労働者です。
- ・在留期間は 1 年、3 年、5 年などです。最長は 5 年です。更新できます。
- ・国内または海外の大学、大学院、短期大学、国内の専門学校の卒業が必要です。
- ・専攻した学部、学科と関連した業務だけ行うことができます。

#### ③高度専門職（1 号口）

- ・技術・人文知識・国際業務の上位在留資格です。
- ・在留期間は 5 年です。更新できます。
- ・ポイント制です。70 点と 80 点があります。たとえば、年収、年齢、大学院卒、ランキング上位校、日本語能力試験 N1、論文投稿数などがポイントとなります。

#### ④技能実習

- ・製造業、農業・漁業、介護などの現場で働くことができます。労働法の保護を受けますが、労働者ではなく実習生です。母国に帰り日本で学んだ知識・経験を活かすこと（国際貢献）が目的です。

- ・在留期間は通算で5年までです。5年を超えて更新できません。ただし、技能実習2号の修了者は特定技能1号への在留資格変更が可能です。

- ・原則、転職ができません。

#### ⑤特定技能

- ・製造業、農業・漁業など特定分野の現場で働くことができます。いわゆるブルーカラーです。

- ・特定技能1号の在留期間は通算で5年までです。特定技能2号への在留資格変更が可能です。

- ・技能試験と日本語能力試験N4の合格が要件です。

- ・転職ができます。同一分野に限定されます。

#### ⑥留学

- ・大学、専門学校、日本語学校に通うための在留資格です。

- ・原則として働くことはできませんが、資格外活動許可を得ることで1週間あたり28時間までアルバイトなどをすることができます。

#### ⑦永住者

- ・永住者は在留期間更新許可手続きを行わずに継続して日本に在留することができます。

- ・永住者は日本で制限なく働くことができます。

- ・2022年、58,927件の申請が行われ、37,992件が許可されました（許可率は64.5%）。

#### ⑧日本人の配偶者等

- ・日本人の配偶者等は、日本人の夫または妻、実子、特別養子のことです。

- ・日本人の配偶者等は日本で制限なく働くことができます。

- ・最長5年、更新可能です。

#### ⑨経営・管理

- ・経営者・管理者（役員）のための在留資格です。

- ・経営・管理に限定して終了可能です。

- ・最長5年、更新可能です。

- ・日本で起業する場合にも取得します。

### 7. 難民（就労の視点から）

2024年の難民認定申請者数は12,373人でした。コロナ禍で減りましたが、2023年以降、コロナ禍前の水準に戻りました。

2024年の難民認定者数は190人でした。このほか、難民認定申請をした者のうち、難民とは認定しなかったものの補完的保護対象者（紛争地域からの避難者などを難民に準じて保護）と認定した者45人、補完的保護対象者と認定した者1,616人、難民及び補完的保護対象者のいずれにも認定しなかったものの人道的な配慮を理由に在留を認めた者333人となりました。

日本の入管は、「迫害を受けるおそれ」を厳しく審査する傾向にあります。たとえば、本来の

在留資格に該当する活動を行わなくなった後に難民認定申請を行った人、出国準備期間中に難民認定申請を行った人は審査のランクが下位になります。

難民認定申請をしますと「特定活動」という在留資格が付与され、日本に在留することができます。以前は申請から6か月が経過すると、就労許可が行われていました。単純労働ができます。難民認定の審査は一次審査で1年10か月以上、審査請求も含めると3年がかかるからです。この就労許可目的での難民認定申請が増えました。このため、2018年1月から難民に明らかに該当しない申請者には就労許可を行わなくなりました。

## 8. 出入国在留管理局と行政書士の役割

出入国在留管理局は入管手続きの相談、申請、審査のほか、不法滞在者の収容も行っています。

行政書士は入管手続きの申請取次ぎという立場です。代理人ではないです。入管手続きは本人出頭が原則ですので、行政書士は入管手続きの書類を提出する立場ということになります。入管法を理解し、違反していないかどうかのチェックを行います。必要となる資料をお客様に提示して収集するとともに、入管の担当者を納得させるように資料をまとめます。

## 9. 外国人材受入れの流れ（技術・人文知識・国際業務）

技術・人文知識・国際業務は理学、工学その他の自然科学の分野、法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術・知識を要する業務、外国の文化に基盤を有する思考・感受性を必要とする業務に付与される在留資格です。

たとえば、技術は機械工学等の技術者、システムエンジニア、プログラマー、人文知識はマーケティング業務従事者、国際業務は通訳、デザイナー、私企業の語学教師などです。

この在留資格の主な要件は次のとおりです。「大学、大学院、短大、日本の専門学校卒業、かつ、業務との関連性」、「受入れ企業が継続的に雇用できること」、「外国人の給与が、同様業務を行う日本人社員と同等かそれ以上の給与条件であること」です。

国内にいる外国人を雇う場合のチェックポイントとしては在留カードの確認が挙げられます。在留カードに掲載された「在留資格」「在留期限」などを確認するほか、入管のサイトにより在留カードが失効していないことを確認します（在留カードの偽造の可能性もあります）。また、技術・人文知識・国際業務として雇う場合は、卒業証明書、成績証明書の確認も必要です。

## 10. 技能実習と特定技能の比較 ～人手不足対策～

### ①技能実習

技能実習は技能実習法に規定されています。その目的は「人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識の移転による国際協力を推進すること」です。労働者ではない建前です。

技能実習の人数推移は2014年14.5万人から2024年47.1万人となりました。10年間で約3.8倍に増加です。国別人数（2024年10月末時点）は1位がベトナム22.3万人（全体の4割以上

を占める)、2位 がインドネシア 9.3 万人、3 位がフィリピン 4.4 万人でした。

対象となる職種・作業は令和 7 年 3 月時点で 91 職種 168 作業です。作業ごとに就労が認められています。作業ごと人数 (2024 年 12 月末時点) は 1 位が食品加工 4.5 万人、2 位がとび 3 万人、3 位が介護 2 万人となっています。

技能実習の受入方式には、企業単独型 (日本企業の海外現地法人がある場合など) と団体監理型 (事業協同組合 (監理団体) が技能実習生を受け入れ、組合員で技能実習を実施) となっています。2023 年末時点の受入数は前者が 1.7%、後者が 98.3%でした。

監理団体は技能実習法の許可を得る必要があります。監理団体は技能実習計画を作成し、技能実習機構に申請し、認定を受けます。その後、入管に申請となります。

技能実習の受入れの流れは、1 年目、技能実習 1 号となります。試験合格の後、2、3 年目、技能実習 2 号となります。さらに試験合格、4、5 年目、技能実習 3 号となります。技能実習は 5 年が最長となり、その後は日本に滞在できません (技能実習 2 号修了者は特定技能 1 号への在留資格変更可能です)。

技能実習の要件の一つに前職要件があります。これは従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有することです。ただし、技能実習に従事することを必要とする特別な事情がある場合は、入国前講習で代替することができます。たとえば、技能実習の介護であれば、実習を行う必要性を具体的に説明でき、実習を行うために必要な最低限の訓練 (2 か月以上かつ 320 時間以上の課程) を受けており、そのうち 1 か月以上の期間かつ 160 時間以上の課程が介護に関するものであることとされています。

なお、技能実習の介護の固有要件として、入国時点で日本語能力試験の N4 に合格している必要があります。

## ②特定技能

特定技能は「人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れること」を目的としています。

特定技能は 2019 年制度開始しました。2024 年末 28.4 万人となっています (技能実習 47.1 万人)。国別人数 (2024 年 12 月末時点) は、1 位がベトナム 13.3 万人 (全体の 4 割以上)、2 位がインドネシア 5.3 万人、3 位がフィリピン 2.8 万人です。国別順位は技能実習と同じです。

対象となる分野・業務は現在 16 分野です。昨年、自動車運送業などが追加されました。今後、倉庫管理、廃棄物処理、リネン製品供給が対追加される予定です。技能実習の就労は作業ごとに限定されていますが、特定技能は分野ごととなっています。対象分野ごと人数 (2024 年 12 月末時点) は 1 位が飲食料品製造業 7.4 万人、2 位が工業製品製造業 4.5 万人、3 位が介護 4.4 万人となっています。

受入れ機関が外国人を受け入れるための基準としては、「外国人と結ぶ雇用契約が適切」(例: 報酬額が日本人と同等以上)、「機関自体が適切」(例: 5 年以内に出入国・労働法令違反がない)、「外国人を支援する体制あり」(例: 外国人が理解できる言語で支援できる)、「外国人を支援する計画が適切」(例: 生活オリエンテーション等を含む) となっています。受入れ機関の義務は「外国人と結んだ雇用契約を確実に履行」(例: 報酬を適切に支払う)、「外国人への支援を適切

に実施」となっています。外国人への支援としては生活オリエンテーション、日本語学習の機会提供、日本人との交流促進などです。これらの支援を登録支援機関に委託できます。

就労開始の主な要件としては、技能試験と日本語能力試験（N4 以上）の合格があります。たとえば特定技能の介護の場合は、「介護の技能試験と日本語能力試験（N4 以上）に合格する」、「介護分野の技能実習 2 号から移行する」、「介護福祉士養成施設を修了する」、「EPA 介護福祉士として在留期間を満了する」が要件となります。

特定技能の介護の特徴としては、「技能実習と異なり入国前講習が不要、入国後講習が短期間で済むこと」、「技能実習と異なり、介護分野であれば転職ができること」、「派遣雇用はできないこと（派遣雇用ができるのは、特定技能の農業、漁業のみ）」、「訪問介護など訪問系サービスは認められないこと」、「介護分野には特定技能 2 号はなく 1 号のみ（1 号の次は介護福祉士の資格を取得し、在留資格「介護」の取得する）であること」などです。

技能実習と特定技能を比較すると、「技能試験と日本語能力試験を先に行うかどうか」、「転職ができるかどうか」（同一分野に限定）などに差があることになります。

#### 1 1. 入管法の最近の傾向（改正点など）

2023 年法改正（難民認定申請に関係する）：

##### ①補完的保護対象者の認定制度の創設

難民条約上の難民でないものの難民に準じて保護すべき外国人を補完的保護対象者として認定し、保護します（定住者）。

##### ②難民認定手続き中の送還停止効の例外を設ける

「3 回目以降の難民認定申請者」、「3 年以上の実刑に処せられた者」、「テロリスト」については、難民認定手続き中であっても退去を可能にします。ただし、3 回目以降の難民認定申請者でも、難民や補完的保護対象者と認定すべき「相当の理由がある資料」を提出すれば、例外の例外として、送還は停止されます。

##### ③収容に代わる監理措置を設ける

親族や知人など本人の監督等を承諾している者を監理人として選び、その監理の下で逃亡等を防止しつつ、収容しないで退去強制手続きを進めます。「原則収容」である現行規定を改め、個別事案ごとに逃亡等のおそれの程度に加え、本人が受ける不利益の程度も考慮した上で、収容の可否を見極めて収容か監理措置か判断します。

##### ④仮放免制度のあり方の見直し

監理措置制度の創設に伴い、仮放免制度については本来の制度趣旨どおり、健康上または人道上の理由等により収容を一時的に解除する措置とします。

2024 年法改正：

##### ①育成就労の創設

技能実習を廃止し、育成就労を創設（育成就労法制定）します。2027 年 4 月施行予定です。目的は「育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護を図り、もって育成就労産業分野に

属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成するとともに、育成就労産業分野における人材を確保すること」です。技能実習の「国際協力」という目的は消えることとなります。

特定技能の分野から航空、自動車運送業を除く、介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、宿泊、鉄道、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業、林業、木材産業が対象となります。さらに物流倉庫の管理、廃棄物処理、リネン製品供給が追加される予定です。

育成就労では本人意思での転籍が可能となります。ただし、次の要件があります。「同一分野であること」、「同一機関での就労が1-2年を超えていること」、「技能検定試験基礎級等の合格」、「日本語能力に関わる試験の合格」です。

同一の分野の試験に合格すれば、育成就労から特定技能への在留資格変更が可能です。

## 12. 課題

### ①外国人材と定住化をいかに行うか？

- ・日本語、生活オリエンテーション（ゴミ出しなど日本の生活ルールやマナー）

2019年、特定技能制度とともに、政府による「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」も開始しました。外国人材の定住化のための日本語教育の推進含めて諸々の政策が行われています。令和6年補正予算と令和7年予算合わせて412億円が計上されています。

2024年、登録日本語教員の国家資格が成立しました。育成就労における日本語講習（100時間ぐらい）は登録日本語教員に任せる可能性があります。

「やさしい日本語」の普及も始まっています。たとえば、「一文を短くして、文の構造を簡単にする」、「難しい言葉を避け、簡単な言葉を使う」、「漢字の使用量に注意する（ふりがなをふる）」などです。

ドイツ移民法が参考になるかもしれません。ドイツ語学習の義務化を定め、600時間が課されています。生活などのオリエンテーションは100時間です。ドイツ全国に政府予算によってドイツ語教室が設置され、その受講料の大半を政府が負担しています。受講しないと在留資格の更新で不利な取扱いを受けます。

- ・外国人の子どもへのサポート

外国で生まれ、日本で育つ子ども、日本で生まれたものの、日本語の不得意な子どもへの日本語学習のサポートが必要です。日本語が不得意なままでは、子どもが成長した時、日本での就職や生活が難しくなります。

### ②どのような外国人材戦略を策定すべきか？

「付加価値を生み出す人材」と「エッセンシャルワーカー」の確保が必要ではないでしょうか？ とはいえ入管の現場ではちぐはぐなことも多いです。たとえば、「付加価値を生み出す人材」として高度専門職の在留資格取得は他の在留資格よりも比較的速やかに審査が行われますが、高度専門職から永住者への在留資格変更は他の在留資格と同一に審査されています（現在、東京入管では審査に1年半がかかっています）。

外食の特定技能は本当に必要でしょうか？ 介護の特定技能にふり向けるべきではないでしょうか？これからの日本に必要な人手が何かを考えているのでしょうか？

### 13. まとめ

#### ①人口減少社会にあたり人口増のための対策も必要ですが、社会を維持するための人手不足対策が必要

2040年、1100万人の働き手不足という研究もあります。付加価値を生み出す人材とエッセンシャルワーカーの確保です。稼ぐ人と支える人です。

なお、アジア系定住外国人に日本での出産を期待するのは疑問です。母国における出生率は、フィリピン2.7ですが、インドネシア2.1、ミャンマー2.1、ネパール2.0、ベトナム1.9となっており、少子化傾向にあります。

#### ②外国人が感じる日本の魅力

日本で稼げることが一番ですが、経済の低成長傾向、円安傾向、さらに人口減少社会です。それよりも、安全、住みやすい・働きやすいを伸ばすべきです。住みやすい・働きやすいのためにも日本語学習がポイントになります。

#### ③外国人材戦略とともに生産性の向上も必要

生産性を上げて余力を生み、人手をより必要なところに回すべきです。

#### ④高度成長、そして平成時代まではオーバースペックな社会の省力化、効率化

人口減少社会に合わせて、社会の機能、サービスを削っていく必要があります。デジタル化、DX、AI化、ロボット化できるところはしていきます。それでもエッセンシャルワーカーは残り、人手が不足します。自分でできることは自分で行います。そのためには生産性向上により余暇、余力を作ります。

#### ⑤イデオロギーでなく現実主義として

外国人材受入れには議論が必要ですが、イデオロギーがからむと社会的分断を生む可能性があります。現実的な予測・思考・対応が必要になります。

以上